

島根県立こころの医療センター

維持管理・運営事業

<実施方針>

令和4年5月12日

目 次

用語の定義.....	1
1 特定事業の選定に関する事項.....	3
1.1 事業の名称等.....	3
1.2 事業目的	4
1.3 本計画施設の成り立ち.....	4
1.4 事業内容	5
1.5 サービス購入料の考え方.....	6
1.6 事業実施の留意点.....	7
1.7 遵守すべき法令等.....	8
1.8 特定事業選定の基準.....	9
1.9 特定事業選定の手順.....	9
1.10 特定事業の選定結果の公表	9
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	10
2.1 募集、選定方法.....	10
2.2 募集、選定の手順.....	10
2.3 実施方針に関する質問等.....	11
2.4 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	11
2.5 審査及び選定に関する事項.....	13
3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
3.1 予想される責任及びリスクの分類と官民での負担.....	14
3.2 県による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）	14
4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
4.1 立地場所	15
4.2 施設概要	15

5	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
5.1	基本的考え方	16
5.2	運営協議会の設置	16
5.3	管轄裁判所	16
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
6.1	基本的考え方	17
6.2	事業の継続が困難となった場合における措置	17
6.3	事業継続性の確保	17
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
7.1	法制上及び税制上の措置に関する事項	18
7.2	財政上及び金融上の支援に関する事項	18
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
	別紙1 実施方針に関する質問及び意見書	20
	参考資料1 敷地の状況（平面図）	21
	参考資料2 業務分担表	22
	参考資料3 リスク分担の考え方	23

用語の定義

本計画施設

島根県立こころの医療センターの施設（病院施設、若松分校、駐車場、歩道、植栽、外灯・門扉・柵、その他設備を含む。）をいう。なお、進入路（橋梁部分を含む。以下「進入路」という。）は本計画施設には含まない。

本計画事業

「島根県立こころの医療センター維持管理・運営事業」をいい、本計画施設の維持管理等業務、大規模修繕及び患者利便施設運営を実施する事業である。

現事業

「島根県立こころの医療センター（仮称）整備・運営事業」をいい、本計画施設の整備及び維持管理等を実施する事業である（令和4年度末終了予定）。

入札参加者

本計画事業に係る募集選定手続において参加に必要な書類を提出した企業のグループをいう。

構成企業

本計画事業の実施を目的とする特別目的会社について、設立に必要な出資を予定している企業をいう。

協力企業

本計画事業について、選定事業者との契約により、本計画事業の一部を実施する企業をいう。なお、協力企業は必ずしも構成企業であることを要しない。

落札者

本計画事業に係る募集選定手続を経て選定された入札参加者をいう。

選定事業者

本計画事業の実施を目的に入札参加者の出資によって設立された特別目的会社であり、かつ、本計画事業に関し島根県と契約関係を有する特別目的会社をいう。なお、特別目的会社設立に当たっては、構成企業すべてに出資を義務付けるものではない。

別事業者

現事業及び本計画事業とは別の契約（入院患者の食事提供や外来患者受付・収入事務など）を受託している企業をいう。

点検

適当な方法により対象物の機能状態や劣化の程度を確認し、記録、報告する業務をいう。

劣化

物理的、化学的及び生物的要因により、ものの性能が低下することをいう。

保守

対象物に不具合が生じないための調整や軽微な小部品交換等を周期的又は継続的に行う予防的業務をいう。

修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を現状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること。ただし、保守の範囲に含まれる小部品の交換等、並びに大規模修繕に含まれる業務は除く。

更新

設備又は備品がその果たすべき性能・機能を喪失し、修繕によってもその性能・機能の回復が見込めない場合、これを廃棄し新たな設備又は備品を調達する業務をいう。

大規模修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を初期の水準又は実務上支障のない状態まで回復させる業務をいい、下記の例示に類する業務をいう。

（建築）建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う業務。

（設備）電気、機械及び空調設備（配線、配管含む）等の全面的な更新及び長寿命化を図るため一機器の大部分について計画的に部品交換や調整を行う業務。

（外構）舗装等のレベル改修、囲障・擁壁等の全面的な更新（この更新によって影響を受ける建築、設備を含む。）を行う業務。

なお、大規模修繕における更新とは、性能・機能の喪失及び修繕による回復の可能性のいかんに関わりなく、劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

医療観察法

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年 7 月 16 日法律第 110 号）の略称

1 特定事業の選定に関する事項

1.1 事業の名称等

(1) 事業の名称

島根県立こころの医療センター維持管理・運営事業（以下「本計画事業」という。）

(2) 本計画事業に供される公共施設等の種類

医療施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

島根県病院事業管理者 山口修平

(4) 本計画事業の実施場所

島根県出雲市下古志町1574-4

(5) 対象施設の概要

敷地面積	43,142.61㎡
建築面積	11,430.64㎡
延床面積	17,065.55㎡（うち若松分校 898.38㎡） 【内訳】 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">○病院本体</div> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div> <p>A棟（集中治療病棟、多機能病棟）</p> <p>B棟（供給部門、リハビリⅠ病棟（医療観察法ユニット含む）、リハビリⅡ病棟）</p> <p>C棟（リハビリデイケア棟、若松病棟）</p> <p>D棟（外来部門、管理部門）</p> <p>E棟（患者利便施設、大会議室等）</p> <p>F棟（体育館）</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">○若松分校</div> <div style="margin-right: 10px;">G棟（出雲市立神戸川小学校・河南中学校若松分校）</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">○付属建物等</div> <div>倉庫、駐車場・駐輪場、屋外倉庫、菜園倉庫、車庫、機械室、渡り廊下、屋外プール</div> </div>
病床	精神病床 224床
部門・病棟	部門構成：①外来部門、②診療部門、③供給部門、④管理部門、⑤病棟部門、⑥若松分校 病棟構成：①集中治療病棟（閉鎖病棟）、②多機能病棟（閉鎖病棟）、③リハビリⅠ病棟（閉鎖病棟、医療観察法ユニット含む）、④リハビリⅡ病棟（閉鎖病棟）、⑤若松病棟（開放病棟）
供用開始	平成20年2月1日

1.2 事業目的

本計画施設については、建設、移転、維持管理等業務を一括して民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）を導入し、平成17年4月に「島根県立こころの医療センター（仮称）整備・運営事業」として契約を締結（以下「現事業」という。）、令和4年度末に契約が終了を迎えるところである。

現事業においては、PFI事業導入によるコスト削減効果を確認しており、また、民間の経営ノウハウ等を活用することにより医療の質の向上や患者サービスの充実が安定的に提供できていると考えている。

このような効果を得られたことを踏まえ、現事業で実施している本計画施設の業務については、PFI事業として継続することが望ましいと判断された。

なお病院運営上、医療の公共性や業務の特殊性といった事柄に対しての配慮も必要であり、PFI事業の活用にあたっては、現契約と同じく、医療業務や看護業務の核となる業務などは本計画事業の対象外とした。また、本計画施設と同じ地域にある県立中央病院と連携することで、より効率的・効果的な病院運営が可能であると考えられる業務（検査業務や物流業務など）についても本計画事業の対象外としている。

1.3 本計画施設の成り立ち

本計画施設は、その前身である島根県立湖陵病院（昭和44年8月開院）の建て替えに伴い、現在地の出雲市下古志町地内に移転し、病院名称を「島根県立こころの医療センター」とし平成20年2月に開院した。

島根県における精神科医療の基幹的な医療機関であり、また、出雲市立神戸川小学校・河南中学校若松分校（以下「若松分校」という。）を併設している。

島根県立湖陵病院のころより地域での精神科医療の中心的役割を果たしてきたが、移転を機に精神科救急や児童思春期等の専門外来、総合リハビリテーション等の機能を強化してきたところである。また近年においては、平成24年に「子供の心の診療ネットワーク拠点病院業務」を受託、平成28年4月の熊本地震の際は「DPAT（災害派遣精神医療チーム）」の派遣、平成29年より「医療観察法病床」の運用を開始、令和2年4月から「災害拠点精神科病院」に指定を受けるなど、多くの診療活動に携わっている。

○島根県県立病院憲章

- 1 患者さんの意思を尊重し、高い倫理観に基づいた、高度で専門的な医療を安全に提供します。
- 2 県立病院として、県の医療計画に基づき病院の機能と役割を明確にし、救急医療、周産期医療、災害医療、へき地医療などの政策医療を積極的に担います。
- 3 他の医療機関などとの連携を密にして、地域医療の充実に努めます。
- 4 地域に期待される医療者の育成に努めます。
- 5 職員が安心して働くことができる職場環境の整備に努めます。
- 6 公共性を確保し、合理的かつ効率的な病院経営に努めます。

〇こころの医療センター医療方針

私たちは
地域に開かれた 緑薫る癒しの丘で
集う人々の 誇りと希望と喜びを大切にし
一人ひとりの こころに寄り添う医療を提供します

1.4 事業内容

(1) 事業概要

本計画事業は、本計画施設の維持管理等業務、大規模修繕及び患者利便施設運営の業務を実施する事業である。

(2) 事業方式

本計画事業は、P F I 法に基づき、選定事業者が本計画施設の維持管理等業務などを遂行する O (Operate) 方式を予定している。

(3) 事業期間

本計画事業の事業期間は県と選定事業者との事業契約締結後から、令和20年3月31日までを予定している。

なお、現事業の満了が令和5年3月31日であるため、1.4-(4)業務内容に示すア～ウの業務の期間は、令和5年4月1日から令和20年3月31日までの15年間とする。

(4) 業務内容

本計画事業の業務内容は下記ア～ウの業務を想定している。

なお、下記ア～ウに含まれない病院事業の経営、診療行為及び医療関連サービスの提供、並びに、医療機器の調達・更新（県が別途指示するものを除く。）については、従来どおり県が行う。

県と選定事業者との業務分担については、「参考資料2 業務分担表」を参照のこと。

ア 本計画施設の維持管理等業務

- ①本計画施設の建物（造り付け家具等を含む。）維持管理業務（点検、保守、修繕等）
- ②本計画施設の設備維持管理業務（運転・監視、点検、保守、修繕等）
- ③本計画施設の外構維持管理業務（点検、保守、修繕等。ただし、進入路及び橋梁を含まない。）
- ④本計画施設の備品維持管理業務（点検、保守、修繕等）
- ⑤本計画施設の植栽管理業務
- ⑥本計画施設の清掃業務
- ⑦本計画施設の環境管理業務（廃棄物回収、害虫等駆除及び環境測定等）
- ⑧本計画施設の保安警備業務（夜間休日における警備（医療観察法ユニットは、終日警備。）とし、救急・時間外の受付及び電話交換業務を含む。）
- ⑨患者搬送等業務（入院患者及び外来患者の送迎等。選定事業者が調達する車両の管理を含む。）

イ 大規模修繕業務

- ①本計画施設の建物の大規模修繕
- ②本計画施設の設備の大規模修繕
- ③本計画施設の外構の大規模修繕

ウ 患者利便施設運営

- ①売店施設の運営
- ②理髪施設の運営
- ③自動販売機の運営
- ④コインランドリーの運営
- ⑤公衆電話機の管理
- ⑥患者利便施設マネジメント

(5) 事業スケジュール（予定）

- ①業務引継期間 令和5年1月～令和5年3月
- ②維持管理等期間 令和5年4月～令和20年3月

1.5 サービス購入料の考え方

(1) 支払いに関する事項

ア 基本的考え方

県が支払うサービス購入料は、下記で構成することを予定している。

- ①維持管理等業務費用：選定事業者が本計画施設の維持管理等業務（1.4 事業内容（4）業務内容のア、ウの⑤及び⑥に係る業務）を実施したことに対する支払額
- ②大規模修繕費用：選定事業者が本計画施設について大規模修繕業務（1.4 事業内容（4）業務内容のイに係る業務）を実施したことに対する支払額

イ 大規模修繕費

大規模修繕費は、落札者が提案した長期修繕計画に基づき実施することを原則とし、大規模修繕を実施した当該年度に当該部分についての支払いを行う。

ウ 患者利便施設運営費用

維持管理等期間中、選定事業者の責任と計算において患者利便施設の営業を行うよう義務付ける予定である。患者利便施設の営業に必要な経費（必要な什器備品や光熱水費等の実費を含む。）は選定事業者が負担する（ただし、1.4 事業内容（4）業務内容のウ⑤及び⑥の業務は除く。）こととするが、行政財産の目的外使用料として県に対して支払うべき施設使用料は免除とする。

エ 物価スライドの考え方

維持管理等業務費用について、物価変動を考慮して毎年度改定を行うことを予定している。改

定の方法は、初年度の額を基に、毎年度、あらかじめ事業契約で定める指標の変動率（改定時点で公表されている直近の年度データを基に算出）を勘案した改定率を乗じ、原則として次年度支払分のサービス購入料に反映させることを想定している。なお、ここで初年度とは、本計画事業が予定している令和5年度とする。

(2) 支払手続き

ア 維持管理等業務費用

原則として3ヶ月ごと合計60回に分け、毎回の支払額は均等額とすることを予定している。

イ 大規模修繕費

大規模修繕を実施した年度に支払を行うことを予定している。

1.6 事業実施の留意点

(1) 精神疾患患者の行動特性への対応

本計画施設は精神疾患患者の治療を目的とした施設である。そのため、県は、選定事業者が精神疾患患者の行動特性を十分に理解した上で本計画事業に取り組むことを期待している。自傷行為の予防は言うに及ばず、破壊行為や強迫（反復）行為などに対して、選定事業者が、業務全般について病院と共同・役割分担して対応することも重要な業務になると考えている。

(2) 修理・修繕の対応について

通常予想される精神疾患患者の行動による本計画施設の損傷・故障等に関する対応は、本計画事業における保守、修繕業務として業務内容に含むものとする。ただし、患者による過度な問題行動に起因し、要求水準に示した仕様や選定事業者からの提案に基づく仕様では防止が困難な損傷・故障等については、その性能・機能の回復に係る費用は県が負担する。

なお、現事業においてさまざまな要因による施設等の破損、故障等について修理・修繕を実施しているが、その要因ごとにリスク分担を整理して対応している。本計画事業においても、これを引き継ぐこととしている。（詳細は、入札説明書等で示す。）

(3) 大規模修繕について

大規模修繕については事業者選定段階で長期修繕計画及び費用の提案を募り、これに基づき契約を行うこととしているため、原則として当該長期修繕計画の内容を当該費用で行うことが選定事業者の責任となる。

一方で、事業者選定の段階において事業期間にわたる大規模修繕を正確に予測し費用を見積もることは困難であると考えられることから、実際には大規模修繕時点における状況等を勘案し県と選定事業者が協議を行い、協議の結果、当初の長期修繕計画に変更を行う必要が生じた場合には、当該変更の決定を県が行いその旨を選定事業者へ通知する。県の計画変更決定に基づき大規模修繕費用が増減した場合は県がこれを負担・享受する。

(4) 業務引継期間

業務の連続性を確保し、病院運営の停滞を防ぐため、落札者決定から事業期間開始の前日まで、現在の選定事業者からの業務引継期間を設ける。

(5) 別事業者との協力、連携

本計画施設は、入院患者の食事提供や外来患者受付・収入事務などを別事業者に委託し業務を行っている。

病院の運営上、選定事業者（協力企業含む。）と別事業者との協力・連携は必須であり、本計画事業を遂行するために適宜調整が必要となる。

1.7 遵守すべき法令等

選定事業者は、以下の法令等を含む遵守すべき法令等並びに入札提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

- ・ 医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年 5 月 1 日法律第 123 号）
- ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年 7 月 16 日法律第 110 号）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）
- ・ 地方公営企業法（昭和 27 年 8 月 1 日法律第 292 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
- ・ 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）（平成 6 年 6 月 29 日法律第 44 号）
- ・ 健康保険法（大正 11 年 4 月 22 日法律第 70 号）
- ・ 老人保健法（昭和 57 年 8 月 17 日法律第 80 号）
- ・ 薬事法（昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）
- ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）
- ・ 危険物の規制に関する法令（昭和 34 年 9 月 26 日法律第 306 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年 4 月 14 日法律第 20 号改正平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号改正平成 12 年 5 月 31 日法律第 91 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号改正平成 12 年 5 月 31 日法律第 91 号）

- ・振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）
- ・食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）
- ・水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）
- ・浄化槽法（昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号）
- ・ガス事業法（昭和 29 年 3 月 31 日法律第 51 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）
- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年 6 月 22 日法律第 64 号）
- ・警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日法律 117 号）
- ・学校保健安全法（昭和 33 年 10 月 1 日法律第 56 号）
- ・道路運送法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 183 号）

その他本計画事業に必要な関係法令等

1.8 特定事業選定の基準

本計画事業を P F I 事業で実施することにより、県の財政負担の軽減が図られる、もしくは同じ財政負担のもとでサービス水準の向上が期待できることが見込まれる場合には、本計画事業を特定事業として選定する。

1.9 特定事業選定の手順

特定事業の選定を行う場合、次の手順により客観的評価を行う。

- ①コスト算出による定量的評価
- ② P F I 事業として実施することの定性的評価
- ③選定事業者に移転されるリスクの評価
- ④総合評価

1.10 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業として選定した場合は、その結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業に選定しないこととした場合も同様に公表する。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 募集、選定方法

本計画事業は、民間企業のノウハウや創意工夫を活用し、県と選定事業者とのパートナーシップのもとで病院運営を行うことで、患者サービスの向上、効率的・効果的な医療サービスの提供の実現を目指している。そのため、選定事業者の募集・選定に当たっては、入札参加者の幅広い能力及び提案並びに県とのパートナーシップのあり方などを総合的に評価するとともに、選定の競争性及び透明性の確保に配慮して、総合評価一般競争入札方式にて行うこととする。

2.2 募集、選定の手順

事業者の募集、選定までのスケジュールは、下記を予定している。

令和4年 5月	実施方針の公表
	実施方針に関する質問・意見受付
	実施方針に関する質問回答
6月	特定事業の選定結果の公表
	入札の公告（1次募集入札説明書等の配布）
	1次募集入札説明書等に関する質問の受付
	1次募集入札説明書等に関する質問回答
7月	1次審査書類の提出締切
	1次審査
8月	1次審査通過者の公表
	2次募集の開始（2次募集入札説明書等の配布）
	2次募集入札説明書等に関する質問の受付
	2次募集入札説明書等に関する質問の回答
10月	2次募集入札提出書類の提出締切
	入札
11月	2次審査
12月	落札者の選定・公表、基本協定締結
令和5年1～3月	業務引継・準備期間
3月	事業契約締結
令和5年 4月	業務開始

2.3 実施方針に関する質問等

(1) 実施方針に関する質問等の受付及び回答

本実施方針において県が想定している事項を中心に質問・意見がある場合は、「別紙1 実施方針に関する質問及び意見書」に記入の上、E-Mailにて提出すること。なお、E-Mailを使用できない場合に限り下記宛て郵送もしくはファクシミリにて提出しても構わない。

※別紙1の様式(Microsoft Word)を希望する者は、その旨を記述したE-Mailを下記参加申し込み先まで送付すること。

なお、県ホームページ内のURL <https://www.pref.shimane.lg.jp/sppmc/>でダウンロードも可能である。

7 質問等の受付窓口：

担当窓口 : 島根県立こころの医療センター 事務局
住所 : 〒693-0032 島根県出雲市下古志町 1574-4
電話 : 0853-30-0556 (代)
ファクシミリ : 0853-30-2000
E-Mail アドレス : kokoronoiryo@pref.shimane.lg.jp

イ 質問等の受付期間

令和4年5月12日(木)～令和4年5月27日(金)午後5時まで

ウ 回答予定日

令和4年5月、企業名を伏せた上で、県ホームページ上で公開する予定。

なお、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

2.4 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、本計画事業を実施するために必要な能力を有する法人で構成されるグループであること。なお、入札参加者のうち、特別目的会社に出資を予定している者を「構成企業」とし、特別目的会社に出資を予定していない者で特別目的会社から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。
- ② 構成企業の中から当該グループを代表する企業(以下「代表企業」という。)を定め、代表企業が入札参加資格の確認に必要な書類の提出及び入札手続を行うこと。
- ③ 構成企業については1次募集において、協力企業は2次募集で企業名を明らかにすること。
- ④ 一入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることはできないものとする。

また、構成企業の変更は原則として認めないものとし、やむを得ない事情が生じた場合は県と協議を行い、県が書面をもって承認した場合に限り変更を行うことができるものとする。

(2) 参加資格要件

ア) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成企業は、次の要件をすべて満たすものであること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定いずれかに該当しない者であること。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- ④ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- ⑤ 島根県の入札参加資格の認定を受け名簿に登載されている者及びその営業を継承したと認められた者で、指名停止の措置を受け、提案書提出期限日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申立を行っていない者であること。
- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立を行っていない者であること。
- ⑧ 破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づく破産手続き開始の申立を行っていない者であること。
- ⑨ 会社法（平成 18 年法律第 66 号）に基づく会社の特別清算の申立を行っていない者であること。
- ⑩ 手形・小切手の不渡りにより銀行取引停止となっていない者であること。
- ⑪ 過去 1 年間に於いて、島根県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑫ 県と本計画事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）でないこと。
- ⑬ P F I 法（平成 11 年法律第 117 号）の第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。

イ) 1.4-(4)に掲げる業務にかかる参加資格要件

構成企業又は協力企業の中に、次の要件を満たす者がいること。

- ①令和4～6年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿の工種名【建築一式】に登載されている者であること。
- ②令和4～6年島根県庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格者名簿の【清掃業務】に登載されている者であること。
- ③令和4～6年島根県庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格者名簿の【機械警備】に登載されている者であること。

(3) 入札参加資格確認基準日

- ① 入札参加資格確認基準日は、1次審査書類の提出締切日を予定している。
- ② 入札参加資格確認基準日の翌日以降であって落札者を決定するまでの間、入札参加者に属する企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は、当該入札参加者を落札者選定のための審査対象から除外する。ただし、県が別途指定する期間内に、前記入札参加資格要件を欠いた構成会社又は協力会社に代わって、別の入札参加資格要件を有する構成会社又は協力会社を補充し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行い、その内容を県が承諾した場合に限り、当該審査の対象とすることがある。
- ③ 落札者決定後であって県と事業契約を締結するまでの間、落札者に属する企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は、当該落札者と契約を締結しない。ただし、県が別途指定する期間内に前記入札参加資格要件を欠いた構成会社又は協力会社に代わって、別の入札参加資格要件を有する構成会社又は協力会社を補充し、かつ、提案に係る全ての条件を満たすための手当てを行い、その内容を県が承諾した場合は契約を締結することがある。

2.5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査の基本的考え方

総合評価一般競争入札に係る審査は2段階で行う予定である。1次審査では、構成企業の2.4-(2)-ア)にかかる参加資格要件の確認について審査を行い、2次審査では、構成企業及び協力企業で2.4-(2)-イ)の参加資格要件の確認、本計画事業に係る基本的考え方、提案内容及び提案金額の審査を行う予定である。なお、審査方法は、本計画事業に係る基本的考え方及び提案内容の審査点に提案金額の審査点を加えて総合評価値を求める方法（いわゆる加算方式）を予定しており、1次審査と2次審査の配点を含め、具体的な審査基準については、入札の公告時に公表する予定である。

(2) 審査体制

県は有識者及び県職員等により構成される「島根県立こころの医療センター維持管理・運営事業総合評価審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。落札者の選定は審査委員会の審査を経て実施する。

なお、審査委員会の委員名については、入札の公告時に公表する予定である。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 予想される責任及びリスクの分類と官民での負担

本計画事業における責任分担の基本的考え方は、県と選定事業者が適正にリスクを分担することによって本計画事業に係る総リスクを低減させ、より低廉で質の高い医療サービスの提供を目指すものである。本計画事業において発生するリスクについて、県は、上記の基本的考え方にそって、「参考資料3 リスク分担の考え方」に示すような分担関係を考えている。

なお、この「参考資料3 リスク分担の考え方」に示すリスク分担は、今後、実施方針等に対する意見を踏まえて変更する可能性がある。

3.2 県による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）

(1) モニタリングの実施

県は、本計画事業の実施状況及び提供されるサービス水準についてモニタリングを行い、事業契約及び入札説明書等において定められた性能基準、サービス水準を選定事業者が遵守していることを確認する。

モニタリングに必要な費用は原則として県が負担することとし、選定事業者はモニタリングに必要な書類等の整備など可能な範囲で県のモニタリングに協力することとする。

(2) モニタリングの結果の反映

県は、モニタリングの結果、選定事業者が事業契約及び入札説明書等に定める性能基準、サービス水準を満たしていないと判断される場合、事業契約に基づき維持管理等業務にかかる支払額の減額措置を行う。

(3) モニタリングの考え方

モニタリングの方法等の詳細については、入札説明書等において示す。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 立地場所

所在地	島根県出雲市下古志町1574-4
-----	------------------

4.2 施設概要

敷地面積	43,142.61㎡
建築面積	11,430.64㎡
延床面積 構造物	<p>17,065.55㎡（うち若松分校 898.38㎡）</p> <p>【内訳】</p> <p>○病院本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A棟 RC造(一部鉄骨造)2F、陸屋根 3,803.37㎡ 【1F 集中治療病棟、2F 多機能病棟】 ・ B棟 RC造(一部鉄骨造)3F、陸屋根 4,848.13㎡ 【1F 供給部門、2F リハビリⅠ病棟（医療観察法ユニット含む）、3F リハビリⅡ病棟】 ・ C棟 RC造(一部鉄骨造)2F、瓦葺、陸屋根 3,329.12㎡ 【1,2F リハビリデック棟、2F 若松病棟】 ・ D棟 RC造(一部鉄骨造)2F、瓦葺 2,897.15㎡ 【1F 外来部門、2F 管理部門】 ・ E棟 RC造(一部鉄骨造)2F、陸屋根 376.30㎡ 【1F 患者利便施設、2F 大会議室等】 ・ F棟 RC造(一部鉄骨造)1F、瓦葺 633.63㎡ 【体育館】 <p>○若松分校（出雲市立神戸川小学校・河南中学校若松分校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G棟 RC造 1F、瓦葺 868.28㎡ <p>○付属建物等 倉庫、駐車場・駐輪場、屋外倉庫、菜園倉庫、車庫、機械室、渡り廊下、屋外プール</p>
病床	<p>精神病床 224床</p> <p>【内訳】</p> <p>集中治療病棟45床、多機能病棟55床、リハビリⅠ病棟32床（うち医療観察法ユニット8床）、リハビリⅡ病棟50床、若松病棟42床</p>
部門・病棟	<p>部門構成：①外来部門、②診療部門、③供給部門、④管理部門、⑤病棟部門、⑥若松分校</p> <p>病棟部門：①集中治療病棟（閉鎖病棟）、②多機能病棟（閉鎖病棟）の構成 ③リハビリⅠ病棟（閉鎖病棟、医療観察法ユニット含む）、④リハビリⅡ病棟（閉鎖病棟）、⑤若松病棟（開放病棟）</p>
供用開始	平成20年2月1日

5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

5.1 基本的考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には事業契約において定める具体的措置を行うこととする。

5.2 運営協議会の設置

(1) 基本的考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じるリスクを軽減するため、県と選定事業者が定期的又は随時に病院運営に係る情報交換、協議等を行うための機関として、県と選定事業者による運営協議会を設置するものとする。

(2) 運営協議会の設置、運用

運営協議会の設置、運用に係る要綱は、県と選定事業者との合意の下で策定するものとする。

5.3 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、松江地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1 基本的考え方

県は、本計画事業を継続して安定的に実施することを最も重要と考えている。そのため、県と選定事業者による協議により両者の意思疎通を図るとともに、「6.3 事業継続性の確保」に定める対応を予定している。

しかし、本計画事業は長期にわたるため、予期できない事由により事業の継続が困難となることも想定されるため、その場合においては「6.2 事業の継続が困難となった場合における措置」に定める措置をとるものとする。

6.2 事業の継続が困難となった場合における措置

本計画事業の継続が困難となった場合、県と選定事業者は、事業契約に規定する対応方法に従って処理するものとする。

6.3 事業継続性の確保

(1) 特別目的会社の設立

県は、本計画事業が事業期間にわたり安定的に継続して行われることを望んでいる。そのため、本計画事業以外の事業に係る要因によって、本計画事業の安定性、継続性に悪影響がでないよう、落札者は、県との基本協定が締結された後、速やかに本計画事業の実施を目的とした特別目的会社（「選定事業者」のこと。以下「選定事業者」という。）を商法上の株式会社として設立しなければならない。選定事業者が設立された後、県は当該選定事業者と事業契約を締結する。

(2) 選定事業者への出資者の条件

入札参加者である構成企業の選定事業者への出資比率は全体の50%を超えるものとし、代表企業の出資比率は出資者中最大とすること。なお、構成企業以外の者が選定事業者への出資者となることは可能であるが、事業期間全体にわたって、当該出資者による出資比率は出資額全体の50%を超えてはならない。

また、原則として全ての出資者は本計画事業の契約が終了するまで選定事業者の株式を保有するものとし、事前に書面で県の承諾を得ている場合を除き、譲渡や担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権譲渡等

選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に対して譲渡し、担保に提供し又はその他の処分をしてはならない。株式、新株予約権付社債を発行しようとする場合も同様とする。

(4) 金融機関との協議

県は、選定事業者に資金を供給する金融機関と、本計画事業の監視と継続を目的とした協議の実施、直接契約の締結を行うことがある。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本計画事業に関する法制上及び税制上の優遇措置は想定していない。

7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 応募費用の負担

入札参加者の提案に係る一切の費用については、すべて入札参加者の負担とする。

(2) 著作権

応募図書の著作権は、それぞれの作成団体に帰属する。ただし、公表・展示・その他県が必要と認めるときは、県はこれを無償で使用できるものとする。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている維持管理方法、施工方法、工事材料等を使用した結果生じた一切の責任は、選定事業者が負うものとする。

(4) 配布書類・提示資料の取り扱い

県が配布する書類・提示した資料は、本計画事業の応募に係わる検討以外の目的で使用することはできないものとする。

別紙1 実施方針等に関する質問及び意見書

年 月 日

提出者 会社名 _____
 本社所在地 _____

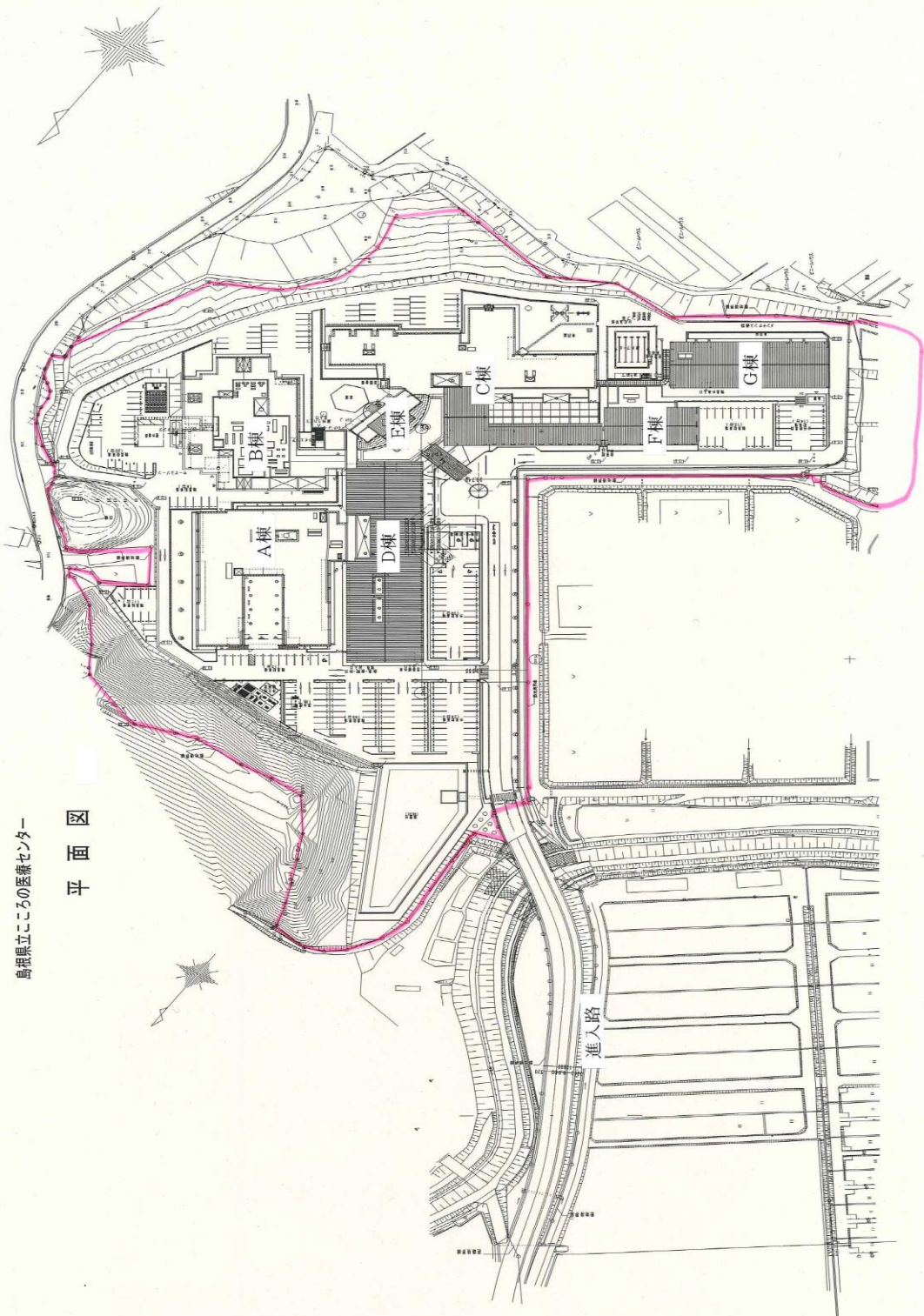
担当者 氏名 _____
 所 属 _____
 所在地 _____
 電 話 _____
 F A X _____
 E-mail _____

島根県立こころの医療センター維持管理・運営事業の（実施方針・業務性能要求水準書）に
 関して、以下の質問・意見がありますので提出します。

頁	項目番号	質問内容

頁	項目番号	意見内容

参考資料1 敷地の状況（平面図）



鳥根県立こころの医療センター

平面図

参考資料2 業務分担表

詳細なものは入札説明書等において提示する。

	業務区分	県	選定事業者
本計画施設の維持管理等業務	建物		◎
	設備		◎
	外構		◎
	進入路（橋梁を含む）	◎	
	備品（日常的な点検、保守除く）		◎
	清掃		◎
	環境管理		◎
	植栽管理		◎
	保安警備		◎
	患者搬送及びマイクロバス等の調達		◎
大規模修繕業務	本計画施設の大規模修繕		◎
患者利便施設運営	売店、理髪、自動販売機、コインランドリー等	○（公衆電話）	◎
病院運営業務	医事	◎	
	臨床検査	◎	
	臨床心理	◎	
	生活療法	◎	
	薬剤	◎	
	給食	◎	
	医療事務	◎	
	物品調達、備品管理	◎	
	消毒滅菌	◎	
	リネン（患者私物除く）	◎	
	院内配送	◎	
	経営管理	◎	
	情報システム管理	◎	
	診療	◎	
	看護補助	◎	
若松分校運営	◎		

[凡例 ◎：主担当、○：分担]

参考資料3 リスク分担の考え方

<詳細は契約書（案）で示す。>

(注) ○印はリスクの負担者を示す。

	リスクの内容	県	選定事業者	分担
応募、契約段階				
入札関連資料	入札説明書等の入札関連書類の誤り、変更	○		
応募	応募にかかる費用の負担		○	
契約の締結	県の事由による契約締結の遅延、締結不能	○		
	選定事業者の事由による契約締結の遅延、締結不能		○	
共通				
政策変更	県の政策変更による事業内容の変更ないし中止等	○		
許認可	県が行うべき許認可に関するもの	○		
	選定事業者が行うべき許認可に関するもの		○	
物価変動	維持管理等期間中に物価が変動することによる費用の変化			○
支払遅延	県の事由による選定事業者へのサービス購入料の支払い遅延、滞納	○		
税制変更	消費税の変更による費用の変化	○		
	消費税以外の税の変更による費用の変化		○	
	国内で事業を行うものに一般的に適用される税制の新設による費用の変化			○
法令変更	法令の新設、変更に関するもの			○
不可抗力	不可抗力（自然災害など）による費用負担や損害			○
事業の中止・延期	県の事由による事業の中止・延期による費用負担や損害	○		
	選定事業者の事由による事業の中止・延期による費用負担や損害		○	

	リ ス ク の 内 容	県	選定事業者	分担
維持管理・運営段階				
協力企業の管理	プロジェクトマネジメントの不足、業者間紛争などにより生じる費用負担や損害		○	
本計画施設の損傷・故障等	選定事業者の事由により本計画施設に損傷・故障等が生じた場合の費用負担や損害		○	
	患者による過度な問題行動に起因し、要求水準に示した仕様や選定事業者の提案に基づく仕様では防止が困難な損傷・故障等について修繕や部品交換等を行うための費用負担	○		
	上記以外の事由により本計画施設に損傷・故障等が生じた場合の損害（ただし、不可抗力の場合や通常予想される精神疾患患者の行動による本計画施設の損傷・故障等への対応は、リスクではなく本計画事業の業務範囲の一部であることから、これを除く。）	○		
備品の更新	選定事業者の事由により備品がその果たすべき性能・機能を喪失したために生じる費用負担及び損害		○	
	選定事業者以外の事由により備品がその果たすべき性能・機能を喪失しあるいは陳腐化したことにより更新が必要となったために生じる費用負担及び損害	○		
本計画施設の利用可能性	選定事業者の事由により本計画施設の一部又は全部が利用できないことにより生じる費用負担や損害		○	
	上記以外の事由により本計画施設の一部又は全部が利用できないことにより生じる費用負担や損害（ただし不可抗力の場合を除く）	○		
進入路の利用可能性	選定事業者の事由により進入路の一部又は全部が利用できないことにより生じる費用負担や損害		○	
	選定事業者以外の事由により進入路の一部又は全部が利用できないことにより生じる費用負担や損害	○		
運営に伴う近隣対策	運営時の周辺環境への配慮、住民対策、苦情処理により生じる費用負担(選定事業者が行う業務に起因するものに限る)		○	
第三者への損害	本計画事業の実施にあたり、選定事業者の事由により第三者（患者を含む）へ損害を及ぼした場合の費用負担や損害		○	
	上記以外の事由により本計画事業の実施にあたり第三者（患者を含む）へ損害を及ぼした場合の費用負担や損害（ただし不可抗力の場合を除く）	○		
維持管理等業務費用の見積誤差	選定事業者の当初見積より、サービス提供に要する費用が増加した場合の費用の負担		○	

		リ ス ク の 内 容	県	選定事業者	分担
	光熱水費の増減	電気、ガス、水道料金などの公共料金が増減することにより生じる利益又は費用の負担	○		
	大規模修繕	長期修繕計画に定められた内容の大規模修繕を行うための費用が当初想定した費用を超過することによる費用負担や損害		○	
		県の事由により長期修繕計画を変更したことによる費用負担や損害	○		
	サービス水準の未達	選定事業者が契約で定めたサービス水準を達成できないことによる費用負担や損害		○	
	需要リスク	売店や理髪施設など選定事業者の責任で実施する事業に関連して生じる収入の変動又は費用の負担		○	
	施設・設備の瑕疵	契約で定める瑕疵担保期間に、施設・設備などに瑕疵があることが判明した場合の費用負担や損害		○	
	仕様変更	県の指示等により維持管理等業務の仕様変更を行った場合に生じる費用負担や損害	○		
		選定事業者の申し出により維持管理等業務の仕様変更を行った場合に生じる費用負担や損害		○	
	警備業務に係るリスク	選定事業者の警備の不備等による費用負担や損害		○	